

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番（0154）を省略しています。

各種公共サービスの 情報提供コーナー設置

3月末から4月初めまでは、引越しをされる方が多い時期です。

異動手続きをされる方のために、特設コーナーを設置し、各種公共サービスの情報のパンフレットを取りそろえています。

期間 3月16日(月)～4月10日(金) (日曜日、祝日を除く)

市役所1階ロビー
情報提供 日本郵便、北海道電力、釧路ガス、上下水道部
(国) 籍住民課証明担当 (TEL 31-4523)

一般競争入札による 公有財産売却

① [物件番号19] 釧路市新栄町10番16 宅地 441.29㎡ (133.49坪)
参考価格 9,532千円

② [物件番号20] 釧路市武佐3丁目5番410 雑種地 458.73㎡ (138.76坪)
参考価格 6,647千円

現地説明日時 ①3月5日(休)午前10時②3月5日(休)午前11時

入開札日時 3月18日(水)午前10時
入開札会場 市役所2階会議室
③3月10日(火)午後5時までに市有財産対策室(TEL 23-5195)へ。

消防本部からのお知らせ

●ほこりのたまりやすいコンセントやプラグを掃除しましょう
家具等の裏側のコンセントなどは、長期間放置しているプラグにたまったほこりが湿気を吸い、ショートして火災を起こす恐れがあります。日頃から定期的に掃除、点検をしましょう。

●路上駐車は緊急自動車の通行の支障となります
冬期間は積雪により道路が狭くなるため、路上駐車は火災・救急出動等の緊急出動時の支障となります。1分1秒でも早く災害現場に到着し、被害を最小限度に食い止めるためにも、路

上駐車をしないようお願いいたします。
【共通】 消防本部予防課 (TEL 23-0426)

無料耐震診断随時受付中

木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施しています。診断には筋交いの位置・寸法等が記載された平面図等の図面が必要です。
国建築指導課指導防災担当 (TEL 31-4569)

安全運転を心掛けましょう

春になり雪解けが進むと、車のスピードの出し過ぎが懸念されます。交通法規の順守はもちろんのこと、思いやりや譲り合いの精神を念頭に、安全運転に努めましょう。
国市民生活課 (TEL 31-4521)

ケーブルテレビの「メディア ナ変換サービス」の終了

暫定的にアナログテレビでもケーブルテレビ経由で地上波デジタル放送を視聴できる「メディア変換サービス」は4月までに終了します。引き続きデジタル放送を視聴する方法についてはお問い合わせください。
国総務省デジタルセンター (TEL 0570-071010)

市民意見提出手続条例に 基づく意見募集結果のお知らせ

皆さんからのご意見を踏まえ、条例案等を取りまとめました。ご意見ありがとうございました。
●釧路市まちづくり基本条例の制定
今後の参考とするもの 5件
意見として伺ったもの 4件
国都市経営課企画担当 (TEL 31-4502)

●釧路市男女平等参画センター
条例および同条例施行規則の制定
意見として伺ったもの 13件
国市民協働推進課 (TEL 31-4504)

●釧路市文化芸術振興計画の策定
意見として伺ったもの 3件
国生涯学習課生涯学習担当 (TEL 31-4579)

各種相談

■敷金・原状回復等民間賃貸住宅トラブル予防相談会
③3月3日(火)、24日(火)午前10時～午後3時
国北海道行政書士会釧路支部事務局 (米町3-1-3)

■障がい者就業支援相談(予約制)
③3月19日(休)午後1時～4時
国障がい福祉課 (TEL 31-4537)

■障がい福祉課 (TEL 31-4537)
7、障がい者就業・生活支援センターぷれん (TEL 65-6500)

■休日公証相談
③3月29日(日)午前10時～午後4時
国遺言、相続、任意後見等
国③3月27日(金)までに釧路公証人役場 (TEL 25-1365) へ。

■雇用労働相談
③月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時
国商業労働課

③市役所1階総合案内または商業労働課 (TEL 31-4522) へ電話で。＊メール相談も受け付けています。
国 <http://www.city.kushiro.jp/form/form197.html>

■法律相談(予約制。先着6人)
③3月6日(金)、20日(金)、4月3日(金)午後1時～3時
国 申込方法 相談日の1週間前の午前8時50分から電話で

■人権相談(予約制。先着5人)
③3月13日(金)、27日(金)午後1時～3時30分
国 申込方法 相談日の1週間前の午前8時50分から電話で

■行政相談(当日受付)
③毎週火曜日午後1時～4時
国(共通) 市役所市民相談室
国市民協働推進課 (TEL 31-4504・4505)

市・道民税の申告は3月16日(月)まで! お早めの申告を!

●申告が必要な方

平成27年1月1日現在、釧路市に住所があり、平成26年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方

①所得税の確定申告をする方

②勤務先で年末調整をしていて、給与所得以外の所得がなく、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方

※勤務先で年末調整がされていても、扶養や生命保険料などの各種控除に漏れがある場合には申告により、市・道民税が下がる場合があります。

◆公的年金等の合計収入金額が400万円以下で、かつその他の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受けるための確定申告は行うことができます。

※また、所得税が還付にならない方でも、前年中に所得の5%または10万円のいずれか低い金額を越える医療費や生命保険料、地震保険料、直接支払った社会保険料等がある方は、市・道民税の申告をしなければ、市・道民税が高く算定される可能性があります。

◆所得がない方でも、所得証明書や課税証明書を請求する場合は、所得がないことの申告が必要です。

◆申告をしなければ国民健康保険料等の決定や各種給付措置が遅くなる場合があります。

◆給与・年金所得のみの方に限り確定申告も受け付けます(申告期間中に限る)。また各支所では申告受付はしていませんのでご了承ください。

●申告に必要なもの

印鑑、支払いを受けた証明書(源泉徴収票、給与の支払明細書など)の他に、平成26年中に支払った各種領収書または証明書(医療費、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)、障害者(療育)手帳

●申告期間

日程 3月2日(月)～16日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)

会場 市役所1階ギャラリー(阿寒・音別地域については各行政センター通信をご覧ください)

※市・道民税の申告書は申告会場に用意してあります。また、昨年度の申告の際、申告書の郵送を希望された方に2月中旬に郵送しています。会場での申告が困難な方は郵送による申告も可能です(申告に必要な書類をすべて添付。書類の返送を希望される方は返信用封筒を同封)。

郵送・問合先 市民税課市民税担当
(TEL 085-8505 黒金町7-5 TEL 31-4514)